

### 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、次のような取組みや啓発事業を積極的に推進します。

- 1 地震防災マップの作成・公表
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 3 パンフレットの作成・配布
- 4 セミナー・講習会等の開催
- 5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 6 町内会等の取組みの推進
- 7 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及・啓発

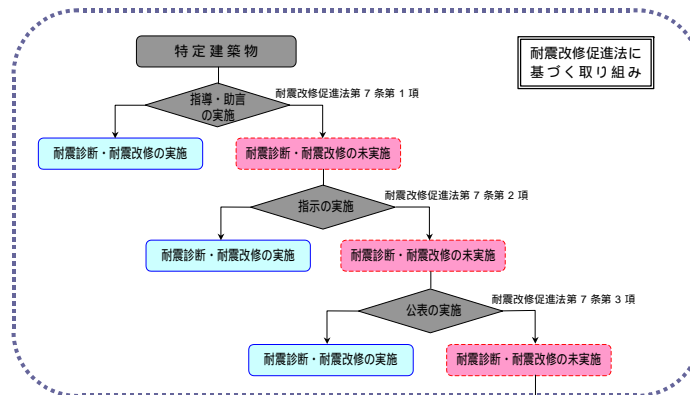


倉敷市地震ハザードマップイメージ (倉敷駅南側周辺を抜粋)

### 第4章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施

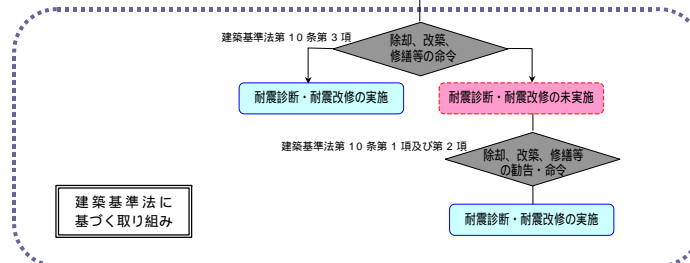
#### 1 耐震改修促進法による指導等の実施

- (1) 指導及び助言  
耐震化を図るよう指導及び助言等
- (2) 指示  
指導・助言を行った後、耐震化が行われない場合、耐震化を図るよう指示
- (3) 公表  
指示に従わなかった場合、特定建築物の所有者等を市HP等で公表



#### 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- (1) 勧告  
そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物に対して勧告
- (2) 命令  
勧告に係る措置をとらなかった場合、命令



### 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

#### 1 関係団体との連携

耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、県内建築関係団体等と連携体制の維持・発展に努めます。

#### 2 計画の進行管理

耐震化の進捗状況を確認しながら、庁内連絡体制を整備して、適切な進行管理を行います。

#### 3 国・県との連携

- ア 国・県が行う支援制度を活用するとともに、県内の他の所管行政庁と連携
- イ 町家等、伝統構法にふさわしい整備等について、同様の問題を抱える全国の市町村と協力

# 倉敷市耐震改修促進計画 [概要版]

平成20年3月

倉敷市

## はじめに

### 1 建築物の耐震化の必要性

#### (1) 日本全土で大地震が頻発、東南海・南海地震の発生も切迫

平成12年10月の鳥取県西部地震や平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震にみられるように、日本全国で立て続けに大きな地震が発生しています。特に発生が切迫性が指摘されている東南海・南海地震は、今後30年以内に60~70%(H19.1.1現在)の確率で発生すると言われており、本市に大きな被害をもたらすと想定されています。

#### (2) 兵庫県南部地震では住宅・建築物の倒壊等によって甚大な人的被害が発生

平成7年1月17日未明に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502人ですが、この約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであったと言われています。

#### (3) 地震被害軽減には建築物の耐震化等への取組みが不可欠

建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、火災の発生、多数の避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきや廃材の大量発生等、被害拡大及び復旧・復興対策費の増大の要因であることが判明しています。建築物の耐震化など地震防災対策の充実・促進が、重要であるという理由がここにあります。

## 2 計画の目的等

### (1) 計画の目的

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるものです。また、市では、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等の必要な施策を講じ、もって耐震化の促進を図ることとします。

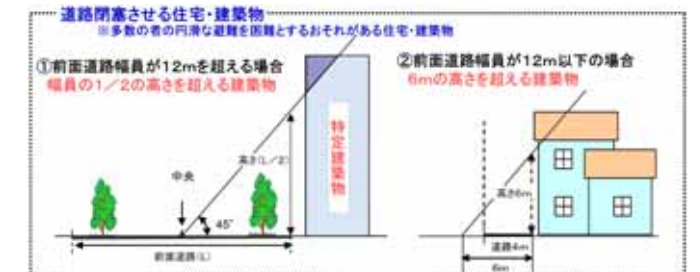
### (2) 耐震化を図る建築物

- a 住宅
- b 特定建築物(耐震改修促進法第6条第1号から第3号)

- ア) 多数の者が利用する建築物
- イ) 危険物を取り扱う建築物
- ウ) 通行を確保すべき道路沿いの建築物

#### c 防災拠点となる公共建築物

- 区分1 市災害対策本部及び地区本部を設置し、災害応急対策を実施するための拠点となる建築物
- 区分2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物



「通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させる住宅・建築物」

## 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況 (出典：岡山県「地震被害想定調査結果」(平成14年度))

想定地震の震源域位置図



(注) アスペリティとは、プレートが通常は強く固着しているが、ある時に急激にずれて(滑って)地震波を出すところです。

人的・物的被害想定結果

項目	中央構造線による地震 M=8.0	東南海・南海地震 M=8.5
地震動 (最大震度階級)	5強	5強
建物被害(大破・中破)	3,495棟	4,029棟
焼失棟数	57棟	18,744棟
人的被害	死者	35人
	負傷者	1,746人
	り災者	3,913人

1 南海地震と東南海地震が同時に発生するM8.5の地震  
2 人的被害は、冬の17~19時、風速8m/sを想定

### 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標

#### (1) 住宅

区分	現状の耐震化率 (平成19年度末)	目標の耐震化率 (平成27年度末)
住宅	72%	90%

#### (2) 特定建築物\*1

区分	現状の耐震化率 (平成19年度末)	目標の耐震化率 (平成27年度末)
多数の者が利用する建築物*2 (耐震改修促進法第6条第1号)	1 市災害対策本部及び地区本部を設置し、災害応急対策を実施するための拠点となる建築物 (市の庁舎及び各支所)	88%
	2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物 (公立の学校、体育館、病院、公民館、各種センター、消防署等)	47%
	3 不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、ホテル、旅館、博物館、美術館、店舗、飲食店等)	70%
	4 その他の建築物 (賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場)	39%
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第6条第2号)	48%	85%

\*1 特定建築物は、耐震改修促進法で用途・規模が定められています。

\*2 多数の者が利用する建築物の区分は「岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要」の区分によります。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

住宅・建築物等の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要です。

市では、このような所有者等の取組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度や耐震化を行いやすい環境整備など必要な施策を講じること、所有する公共建築物の耐震化に取り組むこととします。

### 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制(耐震改修促進税制等)融資制度等の活用を図ります。

### 3 耐震改修の実施を促すための環境整備

県が行っている「木造住宅耐震診断員」の養成・登録制度を活用した「専門技術者の紹介体制の整備」や建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について、わかりやすく説明する各種講習会を開催し、普及・啓発を図ります。

### 4 安価な耐震化工法・耐震補強の普及・推進

低コストの耐震改修工法について情報を入手し、普及に努めるとともに、補助対象工法として認定されるように国・県へ働きかけます。また、所有者の費用負担を軽減するため、国・県の補助制度の動向を踏まえながら、部分的・簡易的な耐震補強の方法も検討に加えます。

### 5 地震時の総合的な安全対策に関する事項

#### (1) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

建築物の耐震化だけでなく、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されています。このため建築物の所有者に防災点検や改善指導等を行います。

#### (2) 地震発生後の対応

地震発生後の住宅・建築物の安全性を確保するための体制等の整備を行います。

### 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助の充実等によって建築物の耐震化を図ります。

### 7 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、これらの道路等を閉塞するおそれのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとします。

### 8 特定優良賃貸住宅等の活用に関する事項

住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居が必要となる場合においては、特例として特定優良賃貸住宅の空家への入居を認めるものとします。また、県営や市営住宅の空住戸の活用を進めます。

### 9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を関係機関・部署等と連携して進めます。

### 10 重点的に耐震化すべき地域の支援

人的被害や周辺地域への被害拡大の防止および避難・救助・救命活動等の応急対策の円滑化を図る観点から、重点的に耐震化を進める地域を設定し、様々な支援を検討し実施します。

老朽木造住宅が多い地区 危険物を取り扱う建築物が多く立地している地区  
通行を確保すべき道路沿いの建築物が多い路線沿い 観光客が多い地区